

2人称断定文と「お見通し発言」

著者	西嶋 義憲
著者別表示	Nishijima Yoshinori
雑誌名	文体論研究
巻	61
ページ	78-79
発行年	2015-03-25
URL	http://doi.org/10.24517/00067279



2人称断定文と「お見通し発言」

西嶋 義憲

2人称代名詞を主語とするドイツ語の直説法現在時制平叙文(以下、「2人称断定文」)の中には、文法的には正しくても、運用上、不自然に感じられるものもある。しかしながら、適切なコンテキストさえ与えられれば、その不自然さは解除される。本報告では、まず、2人称断定文が現れる談話例をもとに2人称断定文のさまざまな用法を紹介し、その特殊性を明らかにする。次に、明らかにされた特殊性という観点から、同じく形式上2人称断定文に分類される「お見通し発言」の文芸技法としての特徴や効果を考察する。そして、最後にドイツ語の「お見通し発言」の日本語訳の際の問題点を指摘する。

命令の意味をもつ2人称断定文

(1) Du gehst sofort nach Hause. (おまえはすぐに家へ帰る)

(1)は2人称代名詞 du (you) を主語とし、gehst (go) を述語とする文である。この文は、相手の近接未来の行動を叙述する。しかし、叙述するだけでなく、それを面と向かって相手に発話することにより、この文は相手への強い指示となる(日本語でも、「すぐに家に帰る」という文は指示の意味が生じる)。この点からも理解されるように、2人称断定文はその文が表わす意味を表現するにとどまらずに、別のニュアンスが生じることがある。

文法的であるが、発話しにくい2人称断定文

(2) Du glaubst, dass der Professor plagiert hat. (おまえはあの教授が剽窃したと思っている)

(2)も2人称断定文であり、文法的に正しい。しかし、文法的に正しいからといって、この文を相手に面と向かって発話することは容易ではない。相手の思考内容を、その相手に向かって断定的につきつけるという行為自体が不自然だからである。もちろん、断定文ではなく、(3)や(4)のように、相手に尋ねたり、推測する文ならばまったく問題はない。

(3) Glaubst du, dass der Professor plagiert hat? (おまえはあの教授が剽窃したと思っているのか)

(4) Du glaubst wohl, dass der Professor plagiert hat. (おまえはあの教授が剽窃したと思っているのだろう)

「お見通し発言」

しかしながら、(2)のような2人称を主語とする一見奇妙な文はフランツ・カフカの作品会話の中に散見される。その1例を『判決』(*Das Urteil*)から引いてこよう(Nishijima 2005):

(5) Du denkst, du hast noch die Kraft, hierher zu kommen und hältst dich bloß zurück, weil du so willst. (p. 58)

(おまえは、自分にはこちらへ来る力がまだあるが、そこにとどまりたいからそこにいるだけだと思っている)

(5)が発せられるのは、それまで毫碌して弱っていたはずの父親が突如として元気を取り戻し、息子との力関係が逆転し、息子よりも優位であることを誇示する場面である。息子から父親へと支配関係の転換がもたらされるという背景を考慮すると、この表現(5)は、相手に対して自らが優位であることを誇

示す手段として利用されていると解釈することができる。

文(5)は、相手の思考内容をその本人に向かって断言しているが、このような断定的な発話は、通常、なされない。しかし、この作品のような場面では容認される。この発言により、話者の対話相手に対する支配力もしくは優位性を含意することになるからである。このような発話を「お見通し発言」と呼ぶ。対話相手の思考内容を話者が見通していることを言明しているからである。

「お見通し発言」は、形式的には以下のように定義される (Nishijima 2005)。

- (a) 2人称の du もしくは Sie (you) が主語となる；
- (b) denken (think) や glauben (believe) といった思考動詞や wollen (will) が定動詞となる；
- (c) 時制は現在形をとる；
- (d) 平叙文形式をとる；
- (e) wahrscheinlich (possibly), vielleicht (maybe), wohl (probably) といった心態詞は含まない。

このような文により、話者は対話相手の内面世界を断定的に言明する。

リサーチクエスチョン

- (A)「お見通し発言」はどのような場面で使用されるのか。
- (B)「お見通し発言」の使用はどのような効果があるのか。

場面と機能との相関関係

(6) Du aber denkst, weil Du der Freund des Delamarche bist, darfst Du ihn nicht verlassen.

(だが、おまえはドラマルシュの友だちだから離れてはいけないと考えている)

(7) Und Sie wollen nicht befreit werden. (だから、おまえは解放されたいと願う)

(6)は相手のことを深く理解し、共感する場面で発せられる。つまり、共感を表明しているといえる。他方(7)は、(2)と同様に、相手に対する優位性を見せつけようとする場面で発話される。つまり、優位性を誇示しようとしている。

2つのリサーチクエスチョンについては、それぞれ対応する2つの結果が認められた。

(A') 相手への深い理解と共感を示す場面；相手への優位性を誇示する場面

(B') 共感の表明機能；優位性の誇示機能

この2種類の「お見通し発言」の用法は、会話参加者の理解を前提としているが、両者の使用の背景はそれぞれ「連帯」と「対立」である。しかしながら、「連帯」と「対立」は対話相手の内面世界を理解するという同じ基本的行為の別の側面と解釈可能である。

ドイツ語による「お見通し発言」の翻訳上の諸問題

日本語には人称制限がある。したがって、カフカ作品の「お見通し発言」を日本語に訳す場合は、さまざまな証拠性表現が使用されることになる。しかしながら、そのような翻訳は原文の「お見通し発言」の修辭的効果を減少させてしまうおそれがある。だからといって、証拠性表現を使わないと、不自然な日本語になってしまう。「お見通し発言」の日本語への翻訳においては、「お見通し発言」と機能的に等価な修辭的効果を発生する手段の工夫が求められる。それは表現と効果の対照言語学的研究に新たな地平をもたらすことになるだろう。